○ 八王子市動物愛護推進員設置要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）

平成 27 年 4 月 1 日施行

改正　平成 30 年３月１日
平成 31 年４月１日
令和２年９月４日
令和３年２月８日
令和４年８月１日

（目的）

第１条　この要綱は、八王子市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 54 号。以下「条例」という。）第 20 条第１項に基づき委嘱する動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定める。

（活動）

第２条　推進員は、動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第２項、条例第 20 条第２項及び条例施行規則第８条に定める活動について、原則無償で行うこととする。

２　推進員が活動する範囲は、原則として、八王子市とする。

（活動費）

第３条　市長は、八王子市が行う次の各号に定めるものに協力した場合、活動費として一人１回 2,000 円を支払う。

一　動物講演会

二　いのちの教育

三　条例第 21 条に定める協議会

四　その他市長が認めた場合

（委嘱）

第４条　推進員は、次の各号のすべてを満たす者の中から、市長が委嘱する。

一　八王子市内に居住する満 20 歳以上の者で、動物の愛護及び適正な飼養について熱意と識見を有するとともに動物愛護に関する活動実績がある者

二　八王子市において動物の愛護及び適正な飼養の推進について、国又は地方公共団体が行う事業に協力できる者

三　推進員として、他の推進員及び八王子市動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）の構成委員に対して、氏名、連絡先、活動地域及び活動分野の公表が可能な者

四　協議会の委員から推薦を受けた者

（動物愛護推進員の証の交付等）

第５条　市長は、前条により委嘱した推進員に対し、動物愛護推進員の証（別記様式１）及び動物愛護推進員腕章（別記様式２）を交付する。

２　推進員は、次のいずれかに該当するときは、動物愛護推進員の証再交付申請書（別記様式３）により再交付を市長に申請しなければならない。

一　動物愛護推進員の証を破り、汚し、又は失ったとき

二　氏名を変更したとき

３　推進員は、前項の規定により動物愛護推進員の証が再交付された後、失った動物愛護推進員の証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

（責務）

第６条　推進員は、動物の愛護及び適正な飼養に関する活動に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　活動を行う上で知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。

二　活動に当たって、個人の人格を尊重し、差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意すること。

三　活動に当たって、動物愛護推進員の証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。

（任期）

第７条　推進員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

（解任）

第８条　推進員が次のいずれかに該当する場合には、市長は、これを解任することができる。

一　協議会の施策、方針に反する場合

二　推進員としての責務を果たさない場合

三　推進員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

四　推進員としてふさわしくない非行があった場合

五　八王子市外に居住地を移動した場合

六　本人からの申出があった場合

２　推進員は、前項の規定により解任された場合には、速やかに動物愛護推進員の証及び動物愛護推進員腕章を市長に返納しなければならない。

３　推進員は、任期満了後、再任されない場合には、速やかに動物愛護推進員腕章を市長

に返納しなければならない。

（報告等）

第９条　推進員は、その任期中、年度内の活動内容等について翌年度の４月末までに、動物愛護推進員活動報告書（別記様式４）により市長に報告する。

２　推進員は、推進員を対象とした講習会（八王子市主催の講習会に限らない）、会議等に出席し、推進員としての活動を遂行するために必要な知識、技術等の習得及び研さんに努めなければならない。

（事務局）

第 10 条　本要綱の事務は、健康医療部生活衛生課（八王子市保健所内）が行う。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 27 年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 30 年３月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

１　この要綱は、令和２年９月４日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

１　この要綱は、令和３年２月８日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

この要綱は令和４年８月１日から適用する。

別記様式１

（表）

写真 第　　号 **動物愛護推進員の証** 氏名 生年月日 （　年　月　日から　年　月　日まで） 年　　月　　日発行 八王子市長　　㊞	この証明書を携帯する者は、八王子市動物の愛護及び管理に関する条例第 20 条第１項により委嘱された動物愛護推進員であり、その関係条文は、次のとおりである。 （動物愛護推進員） 第 20 条　市長は、動物の愛護及び適正な飼養等の推進について熱意と識見を有する市民のうちから、法第 38 条第１項の動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。 ２　動物愛護推進員は、法第 38 条第２項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。 ⑴ 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養等の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言を行う活動。 ⑵ 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼養等の方法に関する必要な助言を行う活動。 ⑶ 前２号に掲げるもののほか、市規則で定めること。

（裏）

動物の愛護及び管理に関する法律（抄） （動物愛護推進員） 第 38 条　都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。 ２　動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。 一　犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。 二　住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 三　犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。	四　犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。 五　災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

（大きさ：　縦　55 ミリメートル　横　180 ミリメートル）

別記様式２

八王子市
動物愛護推進員

緑色

字色　白

（大きさ：　縦　90 ミリメートル　横　400 ミリメートル）

別記様式３

年　　月　　日

八王子市長　殿

郵便番号
住　　所

電話番号

ふりがな
氏　　名

生年月日

動物愛護推進員の証再交付申請書

八王子市動物愛護推進員設置要綱第５条第２項の規定により、下記のとおり動物愛護推進員の証の再交付を申請します。

記

推進員番号	
委嘱期間	年　月　日から　　年　月　日まで
再交付の理由	
備考	

添付書類　１　動物愛護推進員の証を破り、若しくは汚した場合、又は氏名を変更した場合は、当該動物愛護推進員の証

２　写真（申請前６ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦 3.0 センチメートル×横 2.5 センチメートルのもの）１枚

別記様式４

動物愛護推進員活動報告書

年　　月から　　年　　月までにおける動物愛護推進活動の状況を次のとおり報告します。

年　　月　　日

八王子市長　殿

動物愛護推進員

月　　日	活　　動　　内　　容